

発行日 : 年 月 日

受付番号 : _____号

住宅改修等工事の許可通知書

(号室)

_____様

申請のありました専用部分の改修等工事の内容について審査した結果、下記の許可条件を付けて、工事の実施を承認します。

許可条件：

修繕等の工事の施工にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守し、近隣に損害を与えた場合は、責任を持って復旧、弁償するものとする。

- ① 工事の開始前に、申請書及び承認書の写しを、階段下の掲示板に掲示すること。
- ② 近隣関係者に挨拶またはチラシ等を配布して工事の開始を知らせること。
- ③ 敷地内通路に工事用車両を駐車する場合は、アプローチ内臨時駐車許可証を受け取ること。
- ④ 敷地内通路上に材料、残材を放置しないこと。
- ⑤ 事故防止に細心の注意を払い、必要な場合は監視人等を配置すること。
- ⑥ 近隣、通行者にできる限り迷惑をかけないようにすること。
- ⑦ 共用部分を使用する場合は、汚損、破損等を防止するための十分な養生を行なうこと。
- ⑧ 共用部分は、個人では一切、加工等（穿孔・切欠等）の変更はできないが、誤って加工したり汚損、破損した場合は、速やかに管理組合に連絡して、指示を仰ぐこと。
- ⑨ 風呂釜、給湯器の取替を行う場合は、外壁面から排気筒周りをコーキング打する方法または接続筒を設置し内部より排気筒周りをコーキング打する方法のいずれかの施工とし漏水事故のないようすること。
- ⑩ ユニットバス施工の際、窓サッシの仕上げにつきユニットバスの壁面と躯体の壁面との間に雨水等が入らないよう施工すること。
- ⑪ 洗面所の換気口にカバーを取り付ける際は十分にコーキングすること。
- ⑫ 施工中に疑問が発生した場合は、管理組合と協議すること。

以 上

湘南西部住宅管理組合

理事長 _____ (印)